

広島県集落法人連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、広島県集落法人連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 県内の集落法人の連携を強化し、集落法人の経営の安定と発展を目指すとともに、今後、法人化を目指す集落営農組織に対する取り組みを支援する。併せて、県土の75%を中山間地域が占める本県農業にあって、地域農業の振興と農地の保全、集落機能の維持・発展に向けて牽引的役割を發揮し、中山間地域の発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構成法人間の連携強化と組織間及び関係機関との連携
- (2) 集落営農等を推進するための会議及び研修会
- (3) 法人化を目指す任意組織に対する助言指導
- (4) 集落法人の経営の安定と発展を図るための調査、研究及び国、県等に対する施策の提言
- (5) その他農業振興に関する各種行事への参加及び目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する広島県内の集落法人をもって構成する。

- 2 本会に賛助会員を置くことができる。

(支部)

第5条 本会には、地域ごとに会員の連携交流を深めるため、支部を設けることができる。

- 2 支部の区域は、原則市町もしくは農業協同組合の範囲を単位とし、その活動範囲は本会の目的達成のために、事業が円滑に実施できるものと認められる範囲とする。
- 3 支部には支部長を置き、その運営を図るものとする。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 幹事 若干名 監事若干名

(役員を選出方法及び任期)

第7条 本会の役員は、次により選出し総会において承認する。

- 2 各支部から次表のとおり選出し、会長、副会長、幹事、監事は互選とする。

会員数	選出役員数
18以下	1
19以上	2

- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で役員が交替する場合の任期は、前役員の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会には顧問を置くことができる。

2 本会の目的に協賛する団体を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は年1回開催し、会員の過半の参加により成立するものとする。

2 役員会は会務の執行のため必要に応じて随時開催する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、負担金、その他をもって充てる。

2 新規会員は入会年次の会費を免除する。

(会計年度)

第11条 事業年度は、4月1日から3月31日とする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、広島市中区大手町四丁目2番16号に置く。

付則 この規約は、平成14年3月20日から施行する。

平成15年3月11日 一部改正

平成19年3月15日 一部改正

平成20年度の事業年度は、第11条の規定に係らず平成20年1月1日から平成21年3月31日までとする。

平成20年2月25日 一部改正

平成21年5月26日 一部改正

平成22年5月27日 一部改正

平成23年5月27日 一部改正

平成24年5月28日 一部改正

平成25年5月30日 一部改正

平成30年8月8日 一部改正

令和元年7月2日 一部改正